

令和7年度第6回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年9月4日（木）午後1時34分 から 午後2時30分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（21人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4、欠席委員

		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 32 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 33 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 34 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 35 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 36 号 買受適格証明（3条）について

議案第 37 号 筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について

4、報告

報告第 22 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 23 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長

早瀬 道生

農業委員会事務局副局長兼農地調整課長

中澤 俊明

農地調整課庶務調整係 課長補佐

市村 進司

農地調整課庶務調整係 主任

板橋 淳也

農地調整課庶務調整係 主任

大塚 早也佳

農地調整課庶務調整係 主任

廣瀬 崇

7、会議の概要

議 長

それでは、只今より、令和7年度第6回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は21名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、20番 大林 富子委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤副局長、市村補佐、板橋主任、大塚主任、廣瀬主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、13番・國府田 喜久男委員と16番・稲見 くに子委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3 議案第32号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、議案第32号 受付番号15番は、8番議席・齊藤 一弥 委員が関係者となっておりますので先に審議するものとし、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後 1時35分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

廣瀬主任より説明させます。

廣瀬主任

議案第32号、農地法第3条の規定による許可について、令和7年9月4日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。5ページをお願いします。

番号：15番、権利：所有権移転有償、所在：稻荷字前谷、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：437㎡、外1筆、合計2筆、合計面積925㎡、譲渡人又は貸主：埼玉県さいたま市見沼区大字南中野、譲受人又は借主：筑西市稲荷、経営面積、渡人：925㎡、受人：1,019,717㎡、受人の労力総数及び稼働数：1、1。以上です。

議 長

只今、事務局から説明がありました。

番号15番について、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委 員

10 番栗島です。

15 番についてご報告申し上げます。

この件は、渡人が相続で取得したものでございます。

それで、受人の方が以前から耕作をしていて、渡人の方から、所有権移転の話になって、それを引き受けるという形で、今回の申請になりました。

以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 32 号 受付番号 15 番を採決いたします。

議案第 32 号 受付番号 15 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。議案第 32 号 受付番号 15 番を原案どおり許可することに、決しました。ここで、8 番議席 齋藤 一弥委員の除斥を解きます。

午後 1 時 39 分 解除

続いて、受付番号 7 番から事務局より説明願います。

事務局長

引き続き、廣瀬主任の方から説明させます。

廣瀬主任

番号 1 番から 3 ページ 6 番まで保留となります。

7 番、所有権移転有償、井出蛭沢字道下、田、田、6,003 m²のうち 5,903 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 11,047 m²、筑西市井出蛭沢、筑西市井出蛭沢、11,047 m²、1,604 m²、1、1。

なお、この申請に対し取下願が提出されております。

8 番、所有権移転有償、井出蛭沢字西浦、畑、畑、1,265 m²、筑西市井出蛭沢、筑西市井出蛭沢、1,265 m²、171,699 m²、4、3。

9 番、所有権移転有償、井出蛭沢字西浦、田、田、1,221 m²、筑西市井出蛭

沢、筑西市井出蛸沢、171,699 m²、1,265 m²、2、1。

番号 10 番は保留となります。

11 番、所有権移転有償、茂田字前田、田、田、4,982 m²、つくば市研究学園、筑西市茂田、4,982 m²、243,617 m²、2、2。

12 番、所有権移転有償、倉持字水落、畑、畑、772 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 2,445 m²、筑西市寺上野、筑西市寺上野、15,588 m²、4,559 m²、1、1。

13 番、所有権移転有償、嘉家佐和字出口、畑、畑、437 m²、筑西市嘉家佐和、筑西市玉戸、1,647 m²、1,333 m²、1、1。

14 番、所有権移転有償、嘉家佐和字宮西、畑、畑、18 m²、筑西市丙、筑西市嘉家佐和、355,450 m²、1,092 m²、2、2。

16 番、所有権移転無償、宮後字向田、田、田、3,615 m²、外 7 筆、合計 8 筆、合計面積 14,350 m²、筑西市押尾、筑西市押尾、14,473 m²、14,473 m²、4、4。

17 番、所有権移転有償、折本字板堂、畑、畑、396 m²、筑西市折本、筑西市折本、18,307 m²、5,729 m²、2、1。

18 番、所有権移転有償、谷原字谷原、田、田、312 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,584 m²、筑西市西谷貝、筑西市下岡崎、3,205 m²、10,846 m²、1、1。

19 番、所有権移転有償、谷原字谷原、畑、畑、322 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 771 m²、筑西市西谷貝、埼玉県春日部市牛島、3,205 m²、0 m²、1、1。

20 番、所有権移転有償、舟生字上木有戸、畑、畑、4,569 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 10,728 m²、筑西市舟生、筑西市舟生、4,569 m²、79,519 m²、1、1。

21 番、所有権移転有償、辻字西原、畑、畑、3,838 m²、筑西市舟生、筑西市舟生、5,549 m²、79,519 m²、1、1。

番号 22 番から 24 番は保留となります。

25 番、所有権移転有償、桑山字拾六番耕地、田、田、101 m²、筑西市丙、筑西市桑山、355,450 m²、111,954 m²、4、4。

26 番、地上権、布川字房山、畑、畑、297 m²、筑西市布川、東京都千代田区丸の内一丁目、67,230 m²、0 m²。

27 番、地上権、布川字房山、畑、畑、2,370 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 5,548 m²、筑西市布川、東京都千代田区丸の内一丁目、29,597 m²、0 m²。

28 番、地上権、布川字房山、畑、畑、455 m²、筑西市布川、東京都千代田区丸の内一丁目、19,552 m²、0 m²。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 8 番から、調査委員の報告をお願いします。

稲見
くに子
委員

16 番稲見です。

8 番と 9 番について報告します。

8 月 27 日、書類審査を行い、後日電話確認をしました。8 番と 9 番は土地の交換で、作業効率を良くするためとのことです。申請内容にも間違いのないことで、書類に不備も見られず、許可相当かと思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

11 番をお願いします。

國府田
喜久男
委員

13 番國府田です。

今日、瀬端委員が担当でしたが、急きょ来られなくなったことで、私が報告を受けたとおりに報告します。

28 日に、書類審査した後、電話で確かめたそうです。

渡人受入とも間違いないと報告を受けましたので、私からも、その報告どおりに報告したいと思います。

なかなか報告が多くなっちゃいましたが、以上です。

議長

12 番をお願いします。

須藤栄一
委員

11 番須藤が報告します。

8 月 29 日明野公民館において、書類審査、現地確認を行いました。

また、12 番、16 番、18 番、19 番。4 件あります。

12 番ですが、後日電話で確認しました。自分で管理ができないので、近所の方に売買に至ったそうです。書類に不備もなく、許可相当と思います。

16 番ですが、本人に電話で確認しました。年配のために、耕作できないので、娘さんに、所有権を移転したそうです。書類に不備もなく、許可相当と思います。

18 番 19 番ですが、渡人が同一申請人ですので一緒に説明します。

書類審査及び現地確認を行いました。後日、相続財産管理人に電話で確認しました。申請どおり間違いのないことでした。書類に不備もなく、許可相当と思います。さらなる皆様のご審議をお願いします。以上です。

議長

13 番をお願いします。

高島敏男
委員

2 番高島です。

先月、書類審査を行いまして、そのあと、現地確認をいたしました。

ナンバー13 も、ナンバー14 も所有権移転です。これらは、いずれも自分で耕作できなくなって渡すようなことです。電話確認したところ、どちらの受人も、野菜を作りたいということで、引き受けたそうです。

よって書類審査でもなんら不備も見られず、許可相当と思われますが、皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

17 番をお願いします。

坂入 進
委員

5 番、坂入です。

3 条の 17 番を報告いたします。

先月 28 日、書類審査を行いました。

現地の写真を確認したところ、かなり草が生い茂ってましたが、その後、私の方で確認したところ、手入れをして草を刈っていたというようなことでございますので、特に問題ないと思われますが、さらなる皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

20 番をお願いします。

竹内紀男
委員

12 番竹内です。

私から、20 番と 21 番について報告いたします。

先月 28 日に関城支所において、書類審査並びに現地確認をいたしました。

後日、20 番と 21 番の、渡人に電話連絡をいたしまして、申請書のとおり間違いないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

25 番をお願いします。

蓮沼俊男
委員

23 番蓮沼が報告します。

8 月 29 日に書類審査をいたしまして、その後、受人、市の管財課の方ですけど、電話で確認いたしました。この案件は受人が所有というか、耕作しています。田んぼと田んぼの排水を、廃止するっていう、廃止しても問題がないということで、市の方から受人に所有権を移転するという案件でありまして、許可相当かと思われます。

皆様のさらなる審議をよろしくお願いいたします。

議長

26 番をお願いします。

関口 均
委 員

1 番関口です。26 番 27 番 28 番、同一案件と一緒に、発表いたします。
先月 28 日に書類審査をし、現地確認を行いました。
現地は営農型太陽光ということで、作物が生姜とか、蕎麦が整然と作られて
いました。営農型太陽光という点では、問題のない作物作りでした。
渡人は、27 番の方は直接会って、26 番 28 番の方には電話で間違いのないこ
とを確認いたしました。また受人であります、●●●●の方は、役員の▲▲さ
んとか■●さんとこに電話したんですが、とても電話が繋がらなくて●●●●
の役員の指定であります、◆◆さんに、間違いのないことを確かめました。
またこれは 5 条の 3 番と同一案件でもあります。
これらは、よって当案件、26、27、28 番は、許可相当と思われますが皆様の
さらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

國府田
喜久男
委 員

13 番、國府田です。
この中の 24 番。これ保留になってますが、私が担当だったんですね。
3 条は通常、現地に行かないんですが、ちょっとあやしいってことで、全員
で 28 日に、書類審査してから、見てきました。

議 長

そうしましたら、この中の 4 筆は、とても畑とは思えない状況で、特に河川
敷にあった畑といわれてるところは、草ぼうぼうで、どこからどこが畑で、河
川敷かわからない、という状況でしたので、その 4 筆を除いて、許可をしても
いいかなと思っていたんですが、こちらの代理人に問い合わせましたら、全部
取り下げるということになりました。
こうすることで、やはり 3 条でもよく見ないと、許可してしまう可能性がある
なと思って、また今回の教訓です。

議 長

はい。外にご質疑ございませんか。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いた
します。
議案第 32 号 受付番号 7 番から 9 番、11 番から 14 番、16 番から 21 番及び
25 番から 28 番を採決いたします。
議案第 32 号 受付番号 7 番を取下とし、8 番から 9 番、11 番から 14 番、16

番から 21 番及び 25 番から 28 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。議案第 32 号 受付番号 7 番を取下とし、8 番から 9 番、11 番から 14 番、16 番から 21 番及び 25 番から 28 番を原案どおり許可することに決しました。

次に、議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

板橋主任より説明させます。

板橋主任

議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 7 年 9 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、権利：賃貸借権、所在：深見字古萩、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：842 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,176 m²、譲渡人又は貸主：筑西市深見、外 2 名、譲受人又は借主：東京都中央区日本橋、転用事由：駐車場、一時転用、許可日から令和 8 年 1 月 31 日まで。

申請地は、茨城県西部メディカルセンターの西側約 40m、県道筑西つくば線の東側約 900m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。

申請者は、省エネシステム等の販売を行う法人です。今般、申請地近くの事業所でソーラーカーポートを設置する計画があり、その工事に伴い事業所の従業員用駐車場が不足することから申請するものです。

なお、本件につきましては一部工事が始めてしまっておりましたが、作業を中断させ、このことについて始末書が添付されております。

2 番、所有権移転有償、中根字北浦、畑、畑、492 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 593 m²、筑西市海老ケ島、筑西市海老ケ島、自己住宅。

申請地は、筑西市役所明野支所の南東側約 1.3km、県道筑西つくば線の西側約 60m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

3 番、賃貸借権、布川字房山、畑、雑種地、455 m²のうち 0.62 m²、外 4 筆、合計面積 8.06 m²、筑西市布川、外 2 名、東京都千代田区丸の内、営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から 10 年間。

申請地は、下館工業高校の南西側約 1.3 km、県道筑西三和線に接する、広がりのある農地の第 1 種農地です。

申請者は、東京都豊島区に本店を置き太陽光発電事業等を営む法人です。営農を継続しながら太陽光発電により安定した収入を確保すべく、申請するものです。本件は令和 4 年度に許可した案件の更新でございます。なお、年ごとにサトイモ・ジャガイモ・大豆・かぼちゃを作付けする計画となっております。

4 番、賃貸借権、船玉字明神、畑、畑、875 m²、筑西市船玉、水戸市吉沢町、現場事務所、一時転用、許可日から 3 年間。

申請地は、県西自動車学校の北西側約 750m、結城市立絹川小学校の南東側約 1.2 km に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き建設業を営む法人です。今般、申請地付近にある揚水機場の整備工事を受注し、そのための現場事務所が必要になったことから申請するものです。

5 番、使用貸借権、新治字谷島、畑、畑、499 m²、筑西市三郷、筑西市三郷、自己住宅。

申請地は、JR 水戸線新治駅の南東側約 250m、協和特別支援学校の北東側約 1.8km に位置する、300m 以内に鉄道の駅のある第 3 種農地です。

申請者は現在市内の実家にて生活しておりますが、同居中の兄が結婚し家を継ぐこととなったため家を出ることとなり、新たに自己住宅を新築すべく申請するものです。

6 番、所有権移転無償、中館字上台、畑、畑、175 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 379 m²、筑西市中館、筑西市中館、自己住宅。

申請地は、市立中小学校の南東側約 450m、国道 294 号線の東約 450m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったため自己住宅を新築すべく申請するものです。

7 番、所有権移転無償、海老ヶ島字谷尻、畑、畑、497 m²、筑西市海老ヶ島、沖縄県名護市字嘉陽、自己住宅。

申請地は市立大村小学校跡地の南側約 600m、県立明野高校の東側約 850m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、筑西市出身で現在市外の借家にて生活しております。リモートワーク等により地元に住みながら働ける環境が整ったことから、故郷に戻り自己住宅を新築すべく申請するものです。以上です。

受付番号1番から、調査委員の報告をお願いします。

高橋 修
委 員

14番高橋です。

私から1番について報告いたします。

8月28日に書類審査及び現地確認を実施しました。

代理人申請により、渡人の3名にそれぞれ電話連絡をしましたところ、申請書のとおり、間違いがないということでした。ただし、女性83歳の方とは連絡がつかず、書類にある長男に連絡をしましたところ、どういうわけか、長男の方でなく、弟、次男の方の携帯でした。幸い、内容を十分承知していたので確認をとることができましたが、多分申請者の間違いだと思いますが、事務局にはできるだけよく確認をしていただきたいと思います。

現地確認の状況ですが、現地は駐車場としての一時転用ですが、すでに入口に、シートの上に碎石が引いてあり、圃場も整地した上に鉄板が敷いてある状態でした。現地確認前に処理していることは極めて遺憾であり、同行の委員及び推進員とも協議のうえ、始末書を提出させることといたしました。

後日事務局より、申請者に始末書の提出を要請したところ、提出されているということでもあります。

このような状況ですが、書類には不備もなく、許可することには相当と判断いたしました。皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

2番をお願いします。

須藤栄一
委 員

11番須藤が報告します。

2番と7番です。

8月29日書類審査及び、現地確認を行い、後日電話で渡人に確認しました。

2番ですが、書類に不備もなく、許可相当と思います。

7番ですが、渡人に電話で確認したところ、娘さんが、家を建てるために、戻ってくるそうです。書類に不備もなく、許可相当と思いますが、さらなる皆様のご審議をお願いします。以上です。

議 長

3番をおねがいします。

関口 均
委 員

1番、関口です。

先月28日に、書類審査をし、そのあと現地確認も行いました。

まずですね、先ほどの3条の26、27、28番と、同じであります。

3条の件はですね、地上権であり、5条の3番はこれ賃貸借権ということになっております。でありますから、3番は、許可相当と思われます。

問題のないことは、確認できておりますので、許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

4 番をお願いします。

栗島菊雄
委員

10 番栗島です。

4 番をご報告申し上げます。

先月の 28 日に書類審査及び現地確認をし、鬼怒川からの揚水機場の改修工事ということで受人の方が、工事を引き受けたものです。期間が 3 年ぐらいかかるということで、現場事務所が必要ということで、渡人の土地がすぐ近くにあって、そこを渡人に話したならば、賃貸借で貸してもいいということで、了承されました。

今回そのような形で、申請になりました。書類に不備もなく、許可相当かと思えます。よろしくお願いいたします。以上です。

議長

5 番をお願いします。

岩淵 進
委員

4 番の岩淵です。

第 5 条の 5 番の案件を報告します。

先月 29 日、書類審査と現地確認を行いました。後日、渡人に申請内容の確認をしました。この案件は、親子間の使用貸借権の案件で、申請に間違いがないということを確認しました。書類の不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様方のご審議をお願いします。以上です。

議長

6 番をお願いします。

坂入 進
委員

5 番の坂入です。

5 条の 6 番を報告いたします。

先月の 28 日に書類審査を行い、書類に不備がないことを確認いたしました。なお、現地の確認もして参りまして、後日、電話による確認をいたしました。受人は、渡人の孫とのことであります。特に問題はないと思われますが、さらなる皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 33 号 受付番号 1 番から 7 番を採決いたします。 議案第 33 号 受付番号 1 番、2 番及び 4 番から 7 番は 30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。議案第 33 号 受付番号 1 番、2 番及び 4 番から 7 番を県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。 続いて、議案第 33 号 受付番号 3 番は事業面積が 30 a を超える農地転用事案となります。 議案第 33 号 受付番号 3 番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。よって、議案第 33 号 受付番号 3 番を、原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。 次に、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	板橋主任より説明させます。
板橋主任	議案第 34 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について、令和 7 年 9 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。 次のページをお願いします。 番号 1 番、権利：所有権移転無償、所在：谷原字谷原、登記地目：畑、現況地目：雑種地、面積：446 m²、譲渡人又は貸主：筑西市谷原、譲受人又は借主、筑西市海老ヶ島、転用事由：自己住宅、承継を伴う事業計画変更、面積縮小。 申請地は、市立鳥羽小学校跡地の南西側約 1.4km、県道明野間々田線の南側

約 1.4 kmに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

本件については、令和 7 年 7 月 23 日付で許可済でしたが、申請者の譲受人が誤っていたことと、計画地の一部が道路になっており面積が縮小したことから是正すべく申請するものです。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号 1 番について、調査委員の報告をお願いします。

須藤栄一
委 員

11 番須藤が報告します。
29 日に書類審査を行いました。
前に申請した案件ですが、一部手違いがあって再度申請するものです。
渡人に電話で確認したところ、当初受人が、孫娘さんの婿さんになっていた
ので、今回孫娘さんに変更したそうです。
それと一部道路がかかっていたので、再度測量して、面積を変更したそうで
す。書類に不備もなく、情報許可相当と思いますので、皆様のさらなるご審議
をお願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いた
します。
議案第 34 号 受付番号 1 番を採決いたします。
議案第 34 号 受付番号 1 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙
手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって議案第 34 号 受付番号 1 番を、原案どおり「農地法第 5
条の規定による許可後の事業計画変更について」を許可することに、決しまし
た。
次に、議案第 35 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたしま
す。それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

板橋主任より説明させます。

板橋主任

議案第 35 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 7 年 9 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：小栗字上熊野、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：52 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,021 m²、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：埼玉県さいたま市大宮区天沼町。

申請地は、県道岩瀬二宮線の南側約 150m、市立小栗小学校の西側に道路を挟んで隣接する土地と、県道岩瀬二宮線の北側約 40m、県道つくば真岡線の西側約 250mに位置する土地です。

平成 17 年には、農地ではないとして「課税証明書」を添付し証明願が出されております。

2 番、松原字新堀、畑、道路、16 m²、道路、道路、神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷。

申請地は、県立明野高校の北側約 2 km、筑西市役所明野支所の北西側約 1.3 kmに位置する土地です。

平成 17 年には、農地ではないとして「課税証明書」を添付し証明願が出されております。

3 番、灰塚字北、田、宅地、59 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 230 m²、宅地、建物敷地、筑西市灰塚。

申請地は、国道 50 号線の北側約 450m、市立五所小学校の東側約 1.4 kmに位置する土地です。

平成 17 年には、農地ではないとして「課税証明書」を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号 1 番から調査委員の報告をお願いします。

秋山員宏

18 番秋山が報告をいたします。

委員

先月の 29 日、協和地区の農業委員及び推進委員全員で書類審査及び現地確認をして参りました。

書類、また、現況を見ましても、20 年以上経過しているということで、間違いありませんので、許可相当かと思われます。

皆様方のさらなるご審議をお願いします。

議長

2 番をお願いします。

須藤栄一
委 員

11 番須藤が報告します。

8 月 29 日に書類審査並びに、現地確認を行いました。

宅地と道路の間にある細長い土地ですが、宅地の出入りと道路として使用していました。20 年以上使用しているので特に問題はないと思いますが、書類に不備もなく、非農地証明の発行は可能と思います。

皆様のさらなるご審議をお願いします。以上です。

議 長

3 番をお願いします。

國 府 田
喜 久 男
委 員

13 番、國府田です。

8 月の 28 日に書類審査したあと、全員で、現場行って見てきました。

たまたま、申請者がおりまして、よく聞いたところ、当時は、倉庫を建てるときに、よく確かめないので、建ててしまったので、このところはもう畑じゃないということで、全員確認いたしました。

従って、許可相当と思われますので、皆様のさらなるご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 35 号 受付番号 1 番から 3 番を採決いたします。

議案第 35 号 受付番号 1 番から 3 番を、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

（挙手全員）

議 長

挙手全員。よって議案第 35 号 受付番号 1 番から 3 番を、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 36 号「買受適格証明(3 条)について」ですが、こちらは全件保留となりましたので、議案について、事務局より説明および調査委員の説明はございません。

次に、議案第 37 号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

市村補佐、及び農政課伊澤主任より説明させます。

市村補佐

議案書の 19 ページをお願いいたします。議案第 37 号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」令和 7 年 9 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

令和 7 年度の意見書につきまして、担当部署である農政課の伊澤主任から説明がございます。

伊澤主任

農政課、伊澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 37 号筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書につきまして、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

変更の内容につきましては、お手元の総会資料 21 ページから 22 ページの一覧表を基に説明させていただきます。また、各申出内容の位置図等を 23 ページ以降に掲載してございますので、必要に応じてご確認をお願いいたします。

1 番、筑西市西大島地内の事業計画者による西大島地内の田、562 m²での作業所を目的とした除外申出となります。

2 番、筑西市掉ヶ島地内の事業計画者による掉ヶ島地内の畑の一部、602 m²の内 499.88 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

3 番、筑西市小塙地内の事業計画者による小塙地内の田の一部、80 m²の内 7.74 m²での農家住宅を目的とした除外申出となります。

4 番、栃木県栃木市都賀町地内の事業計画者による玉戸地内の畑の一部、1,148 m²の内 500 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

5 番、筑西市布川地内の事業計画者による布川地内の畑、281 m²での農家住宅を目的とした除外申出となります。

6 番、筑西市野田地内の事業計画者による野田地内の畑、82 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

7 番、東京都千代田区一番町地内の事業計画者による舟生地内の畑 5 筆、合計 8,052 m²での太陽光発電設備を目的とした除外申出となります。

8 番、筑西市海老ヶ島地内の事業計画者による鷺島地内の畑、477 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

9 番、筑西市寺上野地内の事業計画者による松原地内の畑、2,349 m²での貸資材置場を目的とした除外申出となります。

10 番、下妻市半谷地内の事業計画者による中根地内の畑の一部、1,217 m²の

内 125.26 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

11 番、下妻市高道祖地内の事業計画者による倉持地内の畑の一部、871 m²の内 413.96 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

12 番、筑西市赤浜地内の事業計画者による赤浜地内の畑の一部、862 m²の内 319.33 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

13 番、常総市坂手町地内の事業計画者による小栗地内の畑、1,203 m²での資材置場を目的とした除外申出となります。

以上、下館地区 6 件、関城地区 1 件、明野地区 5 件、協和地区 1 件、合計 13 件の申出がありまして、このうち、田 569.74 m²、畑 14,302.43 m²、合計 14,872.17 m²を農用地区域から除外する方向で検討しております。

なお、本総会以前に茨城県及び土地改良区等の関係機関との事前調整を済ませており、今回の農用地区域の変更（案）に対して、「同意の見込み」との意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。

私からの説明は、以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告をお願いいたします。

蓮 沼
農政企画
審 議 会
委 員 長

本日 13 時 10 分より開催いたしました農政企画審議会において、「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

以上です。

議 長

蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。

議案第 37 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 37 号を採決いたします。

議案第 37 号は原案どおり、「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」を賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって、議案第 37 号は原案どおり、「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」を決定することに、決しました。

次に、日程第 4 報告第 22 号から第 23 号を、事務局より説明願います。

事務局長

中澤副局長より説明させます。

中 澤
副 局 長

報告第 22 号および報告第 23 号を一括してご説明させていただきます。

初めに 66 ページをお開き願います。

報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 7 年 9 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出受理件数は 5 件でございます。

これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、店舗敷地 1 件、自己住宅 3 件、農業用倉庫 1 件でございます。

次に 69 ページをお開き願います。

報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 7 年 9 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

70 ページから 75 ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、23 件でございます。

説明は以上でございます。

議 長

報告第 22 号から第 23 号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和 7 年度第 6 回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和7年9月4日

議 長

署名委員

署名委員